

議員発案第 1 号

三条市議会会議規則の一部改正について

三条市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定するものとする。

令和3年3月9日 提出

提出者 議会運営委員会

委員長 森山 昭

記

### 三条市議会会議規則の一部を改正する規則

三条市議会会議規則（平成17年三条市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「疾病、出産その他の事由」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週（多胎妊娠の場合にあっては、14週）前の日から当該出産の日後8週を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第84条中「疾病、出産その他の事由」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週（多胎妊娠の場合にあっては、14週）前の日から当該出産の日後8週を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

第131条第1項を次のように改める。

請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

第131条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議員発案第1号参考

三条市議会会議規則（抜粋）

（欠席の届出）

第2条 議員は、疾病、出産その他の事由により出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

（欠席の届出）

第84条 委員は、疾病、出産その他の事由により出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

（請願書の記載事項等）

第131条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。